

2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充

など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給

など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布

など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付

など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 一般市等 | 合計 |
|--------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 平成20年度 | 45か所 (95.7%) | 17か所 (100.0%) | 25か所 (64.1%) | 135か所 (17.5%) | 222か所 (25.4%) |
| 平成21年度 | 45か所 (95.7%) | 18か所 (100.0%) | 25か所 (61.0%) | 162か所 (20.8%) | 250か所 (28.3%) |
| 平成22年度 | 45か所 (95.7%) | 19か所 (100.0%) | 26か所 (65.0%) | 169か所 (21.6%) | 259か所 (29.2%) |
| 平成23年度 | 46か所 (97.9%) | 19か所 (100.0%) | 26か所 (63.4%) | 176か所 (22.4%) | 267か所 (29.9%) |
| 平成24年度 | 45か所 (95.7%) | 20か所 (100.0%) | 28か所 (68.3%) | 178か所 (22.5%) | 271か所 (30.2%) |
| 平成25年度 | 47か所 (100.0%) | 20か所 (100.0%) | 28か所 (66.7%) | 185か所 (23.4%) | 280か所 (31.1%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成26年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (180か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (64か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子・父子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。
- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施。また、訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国5か所で開催(北海道、東京都、山梨県、福井県、大阪府)

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限2年)

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の20%を支給

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、解雇等による離職者と同じ給付日数に拡充
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数増加(最大60日分延長)

再就職手当

- 早期に再就職した場合に、基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10を支給

教育訓練給付

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講・修了した場合に、訓練経費の40%を支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者等に対し、訓練経費の20%を追加支給

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大4万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成
 - ①正規雇用等転換コース
 - ②人材育成コース
 - ③処遇改善コース
 - ④健康管理コース
 - ⑤短時間正社員コース
 - ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

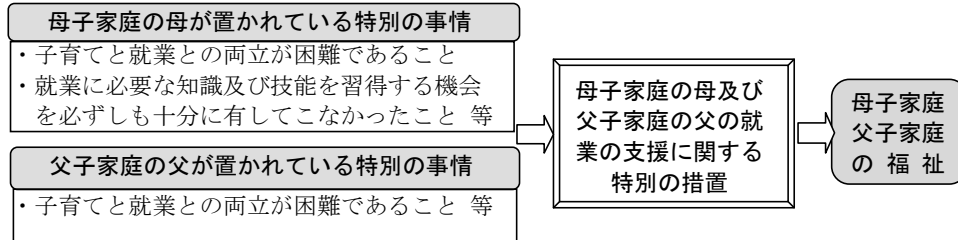
- 仕事と子育ての両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給<両立支援等助成金>
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 子育て期短時間勤務支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②期間雇用者継続就業支援コース
 - ③育休復帰支援プラン助成金(平成26年度後半に実施)
- ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②対象)
- ポジティブ・アクション能力アップ助成金

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

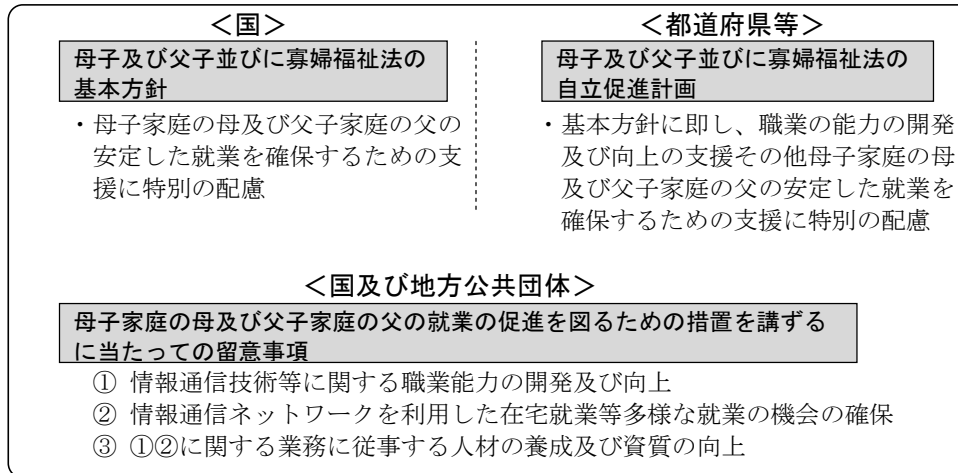
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
 公布日 平成24年9月14日
 施行日 平成25年3月1日

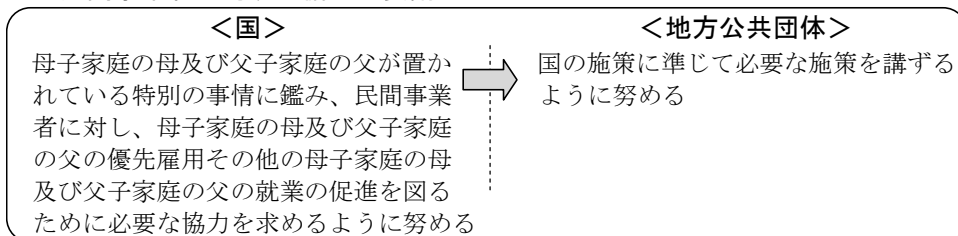
1. 目的



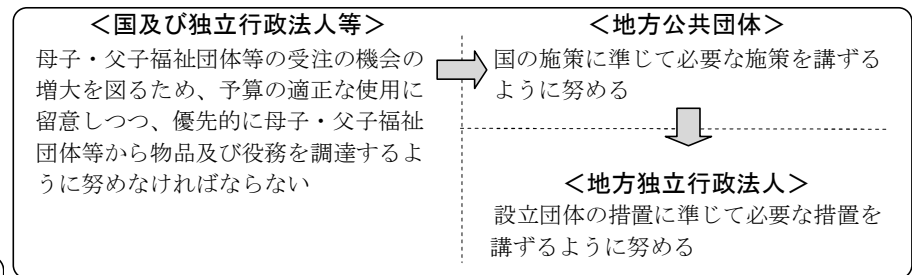
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う